

議第68号

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）6月5日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例（令和7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項に  
おいて準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童  
対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童  
対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第  
69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下こ  
の条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた  
場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（  
利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び  
閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に  
係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をい  
う。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第22条第1項中「保育士」の次に「（新潟県が法第18条の27

第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。) 」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。ただし、第 22 条の改正規定は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年3月21日条例第12号）

改正後	改正前
<p><u>（児童対象性暴力等の防止）</u>  <b>第13条の2</b> 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（職員）  <b>第22条</b> 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（新潟県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（職員）  <b>第22条</b> 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>